

家計の基準については、以下のとおりです。

世帯の令和7年中の認定所得金額が、別表1の基準金額以下であること。

認定所得金額とは、審査所得金額^(※1)の世帯における合計額（「世帯合計審査所得金額」という。）から特別控除^(※2)を控除して算出した金額をいう。

(※1) 審査所得金額：世帯の収入のある者の1年間の総収入額から必要経費（給与収入（所得）等の場合にあっては、別表2に掲げる額）を控除した額

(※2) 特別控除：世帯の状態により控除することを認められる別表3に掲げる額

(例) 父、母、姉、祖父に収入がある場合

父の収入	－	必要経費又は（別表2）	=	審査所得金額	…a
母の収入	－	必要経費又は（別表2）	=	審査所得金額	…b
姉の収入	－	必要経費又は（別表2）	=	審査所得金額	…c
祖父の収入	－	必要経費又は（別表2）	=	審査所得金額	…d

$$a+b+c+d = \text{世帯合計審査所得金額}$$

$$\text{世帯合計審査所得金額} - \text{特別控除額（別表3）}$$

↓

$$\text{認定所得金額} \leq \text{基準金額}$$

基準金額（別表1）

区分	基準金額
世帯人員	1人 1,430千円
	2人 2,290千円
	3人 2,640千円
	4人 2,860千円
	5人 3,070千円
	6人 3,250千円
	7人 3,410千円
世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに160千円を世帯人員の基準額に加算する。	

給与収入（所得）の控除額（別表2）

年間総収入金額	控除金額
4,000千円以下の場合	年間総収入金額×0.2 +2,630千円
(ただし、総収入金額が3,290千円以下の控除額は、総収入金額と同額とする。)	
4,000千円を超え 8,780千円以下の場合	年間総収入金額×0.3 +2,230千円
8,780千円を超える場合	4,860千円
備考 万円未満は四捨五入する。	

特別控除額（別表3）

区分	世帯の状態	特別控除額			
A 世帯を 対象と する 控除	母子又は父子家庭であること	490千円			
	就学者のいる世帯であること (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	80千円		
		中学校	160千円		
				自宅通学者	自宅外通学者
		高等学校	国公立	280千円	470千円
			私立	410千円	600千円
		高等専門学校	国公立	360千円	550千円
			私立	600千円	800千円
		大 学	国公立	590千円	1,020千円
			私立	1,010千円	1,440千円
		専修学校	高等課程	国公立	170千円
専門課程	国公立		220千円	620千円	
	私立	720千円	1,120千円		
	障害のある者がいる世帯であること	障害のある者1人につき 860千円			
	主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のために特別に支出している年間金額。ただし、710千円を限度とする。			
	長期に療養を必要とする者のいる世帯であること	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額			
	火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田、畑又は店舗等）に被害があって、将来長期にわたって支出の増大又は収入減になると認められる年間金額			
	その他に家計を逼迫する事由があると認められる場合	基準金額との差額分			
B 申請者 控除	申請者が高等学校に進学を予定する場合	280千円			
	申請者が高等専門学校に進学を予定する場合	360千円			
	申請者が大学又は専門学校に進学を予定する場合	590千円			
	申請者が高等学校等に在学している場合			自宅通学者	自宅外通学者
		高等学校	国公立	280千円	470千円
			私立	410千円	600千円
		高等専門学校	国公立	360千円	550千円
			私立	600千円	800千円
		大 学	国公立	590千円	1,020千円
			私立	1,010千円	1,440千円
専修学校		高等課程	国公立	170千円	270千円
		専門課程	国公立	220千円	620千円
		私立	720千円	1,120千円	

備考 1 A欄の「就学者のいる世帯であること」による控除には、申請者分は含めない。

2 A欄の控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除を併せて控除することができる。